

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

# 賃上げ貸付利率特例制度 のご案内

従業員の賃上げに取り組もうとする中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより、賃上げの取組みを促進することを目的とする制度です。

ご利用  
いただける方

特別貸付制度<sup>(注)</sup>に基づき、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（最近の決算期において既に増加している方を含みます。）

(注) 一部ご利用いただけない貸付制度もあります。

特例制度の  
内容

利用限度

適用する特別貸付制度の貸付限度額

利率  
適用期間

適用する特別貸付制度に定める利率からご融資後2年間0.5%を控除します。

その他

- 事業の用に使用されない土地の取得については本制度の対象にできません。
- 上記以外の貸付条件は、各特別貸付制度で定められています。

※本制度の利用には、事業の見通し等について、日本公庫の審査が必要になります。  
審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

本制度のお申し込み

日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

JFC 日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

相談センター

フリーダイヤル  
(行こうよ!公庫)

0120-154-505